

# 区民委員会陳情説明資料

令和3年6月29日

件名		頁
1 元受理番号9	選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情 . . . . .	2
2 受理番号10	原爆歴77年7月以降に住民票等発行手数料を一部免除することに関する陳情 . . . . .	3

(区民部)

件名	元受理番号9 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情
所管部課名	区民部 戸籍住民課
陳情の要旨	国及び関係諸機関に対して、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見書を提出することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>夫婦の氏は、民法第750条で、夫または妻の氏を称する夫婦同姓を規定している。民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから、20年以上が経過している。</p> <p><b>1 法務省の動向</b></p> <p>(1) 平成8年2月26日に、法制審議会は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し又は各自の婚姻前の氏を称する」とする民法改正案を作成し、選択的夫婦別姓制度の導入を提言した。</p> <p>(2) 平成8年及び平成22年に民法改正法案を準備したが、国会に提出するに至らなかった。</p> <p><b>2 最高裁判所の判決</b></p> <p>平成27年12月16日に、最高裁判所は、夫婦同姓を規定する民法第750条は憲法に違反しないとの判断を示した。</p> <p>令和3年6月23日に、最高裁判所は夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定を合憲と判断した。</p> <p><b>3 内閣府の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）</b></p> <p>夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。</p> <p><b>4 東京都内の新たな動向</b></p> <p>(1) 令和元年6月19日には、東京都議会において、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願が賛成多数で可決された。</p> <p>(2) 22区で陳情の提出がなされ、そのうち12区で採択された。</p> <p>(3) 令和3年6月7日、東京都議会は国会での審議を求める意見書を全会一致で可決した。</p> <p><b>5 旧氏併記制度</b></p> <p>令和元年11月5日から、住民票やマイナンバーカードへの旧氏記載が可能となった。</p>
問題点等	

件名	受理番号10 原爆歴77年7月以降に住民票等発行手数料を一部免除することに関する陳情										
所管部課名	区民部 戸籍住民課、社会福祉協議会 福祉事業部										
陳情の要旨	新型コロナウイルス対策の緊急小口資金及び総合支援資金の申請にかかる住民票発行手数料を窓口申請等に限り免除することを求める。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	<p><b>1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付制度</b></p> <p>東京都社会福祉協議会が以下の特例貸付を無利子、保証人不要で実施しており、申請時に住民票が必要となる。なお、申込先は各区市町村の社会福祉協議会である。</p> <p>(1) 緊急小口資金…緊急かつ一時的な生計の維持に必要な費用 上限20万円</p> <p>(2) 総合支援資金…生活再建までの間に必要な生活費用 上限20万円/ひと月(3か月限度)、延長あり(3か月限度)</p> <p>(3) 総合支援資金再貸付…上記(1)または(2)の貸付者への再貸付 上限20万円/ひと月(3か月限度)</p> <p><b>2 足立区における申請実績(令和2年度実績)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付種別</th> <th>申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>5,979件</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請</td> <td>750件</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金再貸付</td> <td>3,732件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,461件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 住民票の事務手数料</b></p> <p>足立区手数料条例において1件300円(コンビニ発行は150円)と定められているが、第7条に減額、免除の規定がある。</p> <p>「事務手数料は、生活保護法により保護を受けている者又は事務手数料納付の資力がないと認められる者の申請による時、その他特別の事由があると認められるときは、減額又は免除することができる」</p> <p><b>4 (参考) 他区の状況</b></p> <p>新型コロナウイルス対策の緊急小口資金、総合支援資金の申請時の住民票の手数は、20区で交付手数料を免除している。</p>	貸付種別	申請件数	緊急小口資金	5,979件	総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請	750件	総合支援資金再貸付	3,732件	合計	10,461件
貸付種別	申請件数										
緊急小口資金	5,979件										
総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請	750件										
総合支援資金再貸付	3,732件										
合計	10,461件										
問題点等											